滝上町告示第102号

滝上町法定外予防接種に係る負担軽減事業実施要綱（平成22年告示第36号）の一部を次のように改正し、令和６年12月３日以後に行われた予防接種から適用する。

令和６年12月２日

滝上町長　　清　原　尚　弘

第２条第１項中「第１条の３第１項の表」を「第３条第１項の表」に改め、同条第２項の表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	生後6月から中学生までにある者	1回につき、当該予防接種に係る費用から2,000円を控除した額